解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月九日

鹿児島市皇徳寺台五丁目一三番八号

有限会社クリエイト・エフピー

代表清算人　甲斐　政信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月九日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目五番六号

財団法人鈴渓学術財団

代表清算人　盛田　英夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十月十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月九日

長崎県長崎市城山町三一番一四号

医療法人さとみ小児科医院

清算人　里見　公義

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月三十一日新潟県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月九日

新潟県三条市島田三丁目一一番六号

学校法人天理学園

清算人　長野　義雅

解散公告（第二回）

当公社は、平成三十年三月三十一日徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月九日

徳島県名西郡石井町高川原字高川原一二一番地一

石井町土地開発公社

代表清算人　阿部　龍裕

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年一月十七日開催の理事会及び評議員会の決議により平成三十年三月三十一日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月九日

北九州市八幡東区上本町二丁目四番八号

学校法人大沼学園

清算人　大沼　善龍

配当公告

長野県諏訪市大和一丁目二四番九

破産者　聖母の会福祉事業団株式会社

右の者に対する長野地方裁判所平成二十八年（フ）第二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、九三七、九三六、三〇六円

一、配当することのできる金額

金四、六二八、二一二円

平成三十年五月九日

長野県長野市妻科四二六　長野県建築士会館七階

高橋法律事務所

破産管財人　高橋　聖明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市花川北六条五丁目八〇番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　和泉　正文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月九日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地　南大通ビルアネックス五階よつば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡邑楽町大字中野五五八番地、最後の住所群馬県伊勢崎市波志江町三〇三〇番地一群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター

被相続人　亡　神山　國夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月九日

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野三〇三〇番地

一六　相続財産管理人　大平　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市姉崎西三丁目四番地一五、最後の住所千葉県市原市姉崎西三丁目四番地一五

被相続人　亡　内藤　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月九日

事務所千葉市中央区中央四丁目八番八号

日進ビル六階A室　野中・若林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若林　義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区八重洲二丁目一番地九、最後の住所東京都板橋区徳丸八丁目二〇番一一―二〇五号高島スカイハイツ

被相続人　亡　吉田　直哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月九日

事務所東京都千代田区麹町一―三―一一麹町第二センタービル三〇一松本克己法律事務所

相続財産管理人弁護士　松本　克己

第27期決算公告

平成30年3月30日　東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

エイジェックス石油株式会社

代表取締役　藤井　淳

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,846,027	流動負債	160,616
固定資産	6,780	**負債合計**	**160,616**
		株主資本	1,692,190
		資本金	80,000
		資本剰余金	1,920,000
		その他資本剰余金	1,920,000
		利益剰余金	△307,809
		利益準備金	214,540
		その他利益剰余金	△522,349
		（うち当期純損失）	（481,283）
		純資産合計	**1,692,190**
資産合計	1,852,807	負債・純資産合計	1,852,807

第32期決算公告

平成30年3月30日　東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

エイジョコ・エクスプロレーション株式会社

代表取締役　藤井　淳

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,294,673	流動負債	240,419
固定資産	6,780	**負債合計**	**240,419**
		株主資本	2,061,033
		資本金	80,000
		資本剰余金	2,420,000
		資本準備金	12,520
		その他資本剰余金	2,407,480
		利益剰余金	△438,966
		利益準備金	7,480
		その他利益剰余金	△446,446
		（うち当期純損失）	（433,401）
		純資産合計	**2,061,033**
資産合計	2,301,453	負債・純資産合計	2,301,453